

〔科目名〕 行政法務論	〔単位数〕 4 単位	〔科目区分〕 地域みらい学科 展開科目
〔担当者〕 高橋 基樹 TAKAHASHI, Motoki	〔オフィス・アワー〕 時間: (高橋)開講時に指示する。 場所: (高橋)617 研究室	〔授業の方法〕 講義形式中心
〔科目の概要〕 (高橋) 日本国憲法が定める行政機関を含めた公的権力機関である統治機構(立法府である国会・行政府である内閣・司法府である裁判所)について学び、その意義やあり方について検討する。そのうえで、こうした公的権力機関に対する私たち個人の人権・権利保障のあり方、さらに行政と私たちとの関係性について捉える。 (富澤) いまだ収束の兆しの見えない新型コロナウイルス感染症拡大により、企業も我々の生活にも大きな影響がでています。昨年4月7日の緊急事態宣言から、本日(7月11日現在)81万9,668人と感染者数も15倍以上に増えていることに改めて驚きます。法律は、感染症法、保健所の設置に関わる地域保健法、国民生活緊急措置法、災害対策法、そして、国家緊急権と憲法など、関係しております。 このように、わたしたちの日常生活の暮らしは法律や県や市町村が定める条例や、そして憲法により保護されている反面、規制もうけています。その法律は不変ではなく、時代や社会の変化とともに改正され進展しています。また、条例・法律の解釈も判例により、時代とともに変わってきています。 条例、法律、さらに判例を中心として、制度の概要・意義や法令(例規)の構造や条文の構成、法令用語などについて概説します。法的視点からの具体的な条例の政策の形成過程なども具体的な自治体政策をとおして概説します。		
〔「授業科目群」・他の科目との関連付け〕・〔なぜ、学ぶ必要があるか・学んだことが、何に結びつか〕 (高橋) 本科目では、日本国憲法に規定された公的権力機関である統治機構(立法府・行政府・司法府)に注目して講義し、その合理的かつ合憲的なあり方について考察する予定である。この考察は、公的権力機関との関係の中で生活する、私たち個人の人権保障のあり方について検討することにも繋がる。すなわち、自身の享有する人権・権利の意味およびその保障のあり方について知ることにも結びつく。 (富澤) 私たちが暮らしていく中で、いろいろな場面で、法律がかかわってきます。より豊かな社会生活をおくるため、少しでも多くの法律や判例などを学ぶ必要があります。地方分権により、自治体は「自己決定」「自己責任」の時代となっています。地域の特性、実情を最もよく知る市町村が様々な行政課題を「自己決定」「自己責任」のもと、住民ニーズに沿って、住民と職員が価値観を共有しながら、協働し解決していくことが求められております。そのためにも、将来に向けて創意工夫をして、個性豊かな地域社会を形成するため、判例などを通して、法的課題をクリアしていかなければならないと考えます。		
〔科目の到達目標(最終目標・中間目標)〕 (高橋) 第一に、「日本国憲法が定める統治機構の存在意義について学び、理解することを中間目標とし、最終的には、そうした統治機構との関係から自身の人権・権利保障のあり方に対して自覚的に考察できる能力を習得すること」が最終目標である。 (富澤) 「石を投げれば行政法にあたる」と言われるように、日常生活の中で行政法がどのように結びついているか、法律や具体事例のなかから考えることによって、条文を覚えるのではなく、法律のしくみや基本的な考え方を学ぶことが目標です。行政法は行政をめぐる仕組み、手続を網羅した法律の総称であります。行政法の基本的なことを学び、日常、報道されている事件なども、より理解することができると考えます。さらに、学生のみなさんが、法的課題を個々に考える機会ができることが目標であります。		

<p>〔学生の「授業評価」に基づくコメント・改善・工夫〕 (高橋) 高橋担当回については、統治機構に関する理論的な観点から講義を行う予定である。そのため、抽象的な論点については、より具体的な説明を行うよう心掛ける。受講者の内容理解度については、授業内で意見を聞くことやコメント・ペーパー等の提出により把握し、適切な講義の進行に努める。なお、昨年度実施の授業評価アンケート結果から、概ね履修者の講義内容に対する理解を得られたことが把握できた。ただし、配布資料が分かりにくいとの指摘もあったことから、今年度はより、本科目の講義内容に履修者の理解を促すことができるように、講義内容およびその説明方法についてはさらに工夫を心がける。加えて、講義中の教員の声量の大きさにも気を付け、適切な環境で講義を受講できるように整えることを試みる。また公務員志望の学生が履修されることが予想されるため、公務員試験との関係からの講義や公務員に求められる法的な権利・義務についても講義し、理解を促すことができるように心がける。</p> <p>(富澤) 法律用語はよく「難しい」と言われますが、私自身もそう思っていました。基本的な考え方を実際の判例や実例をあげ、その具体的な争点となった内容を説明することにより、誰でもが、わかりやすく入っていけるようにします。さらに、最新の新聞・ニュースなどの素材も逐次取り上げ、より興味深く理解しやすいように工夫します。</p>
<p>〔教科書〕 (高橋)特に教科書指定を行わない。 (富澤)テキストや文献等はその都度紹介します</p>
<p>〔指定図書〕 (高橋)講義中に紹介する。 (富澤)テキストや文献等はその都度紹介します</p>
<p>〔参考書〕 (高橋) 六法（種類は特に問わない。たとえば『ポケット六法 平成31年版』（有斐閣、2018年）や『法学六法19』（信山社、2018年）など） 大津浩・大藤紀子・高佐智美・長谷川憲『新憲法四重奏 第二版』（有信堂、2017年） 斎藤一久・堀口悟郎『図録日本国憲法』（弘文堂、2018年） 晴山一穂ほか『欧米諸国の「公務員の政治活動の自由」その比較法的研究』（日本評論社、2011年） など。上記以外は講義中に紹介する。</p> <p>(富澤) 六法（種類は特に問わない） 『自治体政策と訴訟法務』（学陽書房・共著） 『地方公共団体の契約』（ぎょうせい） 『逐条解説 行政手続法』（ぎょうせい） 『わかりやすい公職選挙法』（ぎょうせい） 『法制執務詳解』（ぎょうせい） 『自治体改革 第8巻』（ぎょうせい・共著） 『保育問題の本質を問う』（都市問題2017年2月号共著） 『ビーコンオーソリティー』（イマジン出版・共著） など</p>
<p>〔前提科目〕 なし</p>
<p>〔学修の課題、評価の方法〕(テスト、レポート等) (高橋) 通常授業時における受講生の理解度（復習問題の正答率等）や積極的な出席態度および定期試験またはレポートの結果を総合的に評価する。詳細は、開講時に説明する。</p> <p>(富澤) 授業における理解度や出席態度も含め、受講態度及び授業中に行なう小テストなどにより、総合的に評価します。</p>
<p>〔評価の基準及びスケール〕 (高橋) 上記、科目の到達目標を達成しているかについて、授業の出席状況や積極的な参加度に加えて、期末に実施する定期試験またはレポートの提出に基づき、総合的な成績評価を行う。</p>

(富澤)

上記、科目の到達目標を達成しているか、授業の出席態度や積極的な参加・質疑応答など考慮して、授業中行なう小テストを踏まえ、総合的な成績評価を行います。

【教員としてこの授業に取り組む姿勢と学生への要望】

(高橋)

本科目では、統治機構に関する講義だけではなく、日本の「公務員制度」における法律上の問題点についても講義する予定であることから、公務員志望の受講者の積極的な授業参加を望む。なお、授業内容については、授業の進捗を勘案して適宜調整することがある。加えて、受講者の習熟度によっては、授業内容を変更することもある。

(富澤)

今、時代は「法律に強く、そして法律を使えること」が求められています。法律は用語も難しく理解しにくいといわれるますが、興味を持って、将来のまちづくりや政策に活かしてもらいたい。そして、学生の皆さんには、将来があります、行政法の基本を学び、自らの考えをもっていただけたらと考えます。

【実務経歴】

(高橋)該当なし

(富澤) 固定資産評価訴訟事件・条例等審査委員・文書統括責任者・再開発用地買収補償・行政契約担当課長
公有財産管理委員・普通財産損害賠償事件・パチンコ店出店阻止条例違法訴訟事件 など

授業スケジュール

第1回 (高橋)	テーマ(何を学ぶか) 憲法と統治機構(立法府・行政府・司法府と三権分立の関係) 内 容: 憲法が定める統治機構の意義について、人権保障との関係から学ぶ。そのうえで、日本国憲法に規定された統治機構の内容についても確認する。 教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定。 また、 <u>本シラバスに基づいたガイダンスを行う予定のため、本シラバスを必ず持参のこと。</u>
第2回 (高橋)	テーマ(何を学ぶか): 日本国憲法史(大日本帝国憲法と日本国憲法)と統治機構 内 容: 現在の日本国憲法における特徴とそこで規定された統治機構の意義を理解するため、まず大日本帝国憲法が定めた統治機構との比較からそれを学ぶ。 教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定
第3回 (高橋)	テーマ(何を学ぶか): 日本国憲法に定められた「国民主権」 内 容: 日本国憲法が保障する基本原理の1つである「国民主権」の意味について解説する。 教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定
第4回 (高橋)	テーマ(何を学ぶか): 参政権の保障と日本の選挙制度 内 容: 日本国憲法が定める統治機構と「国民主権」の行使との関係から、主権者として国民が政治に参加する参政権の保障の意味と、現代日本における選挙制度の概要について解説する。 教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定
第5回 (高橋)	テーマ(何を学ぶか): 国会議員の拘束と一票の格差問題 内 容: 国民から選出された代表者である国会議員の役割について確認する。また日本の選挙制度の問題としての「一票の格差」について考える。 教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定
第6回 (高橋)	テーマ(何を学ぶか): 立法権と行政権の関係①(立法権を有する国会の権能) 内 容: 立法府である国会がなぜ規範であり、強制力・矯正力を有する「法律」を制定できるのかについて学ぶ。 教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定
第7回 (高橋)	テーマ(何を学ぶか): 立法権と行政権の関係②(行政権を有する内閣・首相の地位) 内 容: 行政府である内閣の役割について学び、行政権限としての規則を制定する命令制定権のあり方について考える。 教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定

第8回 (高橋)	<p>テーマ(何を学ぶか):立法と条例との関係(国会と地方議会)</p> <p>内 容:国会が定める立法と地方公共団体が定める条例との差異について捉える。そのうえで、法律と条例との関係性について把握する。</p> <p>教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定</p>
第9回 (高橋)	<p>テーマ(何を学ぶか):地方自治の法制度</p> <p>内 容:日本国憲法が定める地方自治の法制度の意味について学ぶ。そのうえで、地域活性化と地方自治との関係について考える。</p> <p>教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定</p>
第10回 (高橋)	<p>テーマ(何を学ぶか):裁判所の役割①(裁判を受ける権利と司法権の意味・範囲)</p> <p>内 容:司法府としての裁判所について、日本国憲法が定める裁判制度の意義から学び、裁判を受ける権利の保障の意義について考える。</p> <p>教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定</p>
第11回 (高橋)	<p>テーマ(何を学ぶか):裁判所の役割②(法律上の争訟と憲法訴訟)</p> <p>内 容:日本国憲法の基本原理の1つである「基本的人権の尊重」のために作用する裁判所の役割について考察する。そのうえで、日本の裁判所の判断できる事項についても捉える。</p> <p>教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定</p>
第12回 (高橋)	<p>テーマ(何を学ぶか):裁判所の役割③(裁判員制度)</p> <p>内 容:一般市民が裁判に関わることができる司法システムとしての裁判員制度について解説する。そのうえで、望ましい司法制度とはどうあるべきかについて考察する。</p> <p>教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定</p>
第13回 (高橋)	<p>テーマ(何を学ぶか):人権の享有主体に関する法制度①(人権が保障される主体について)</p> <p>内 容:個々人が有すべき人権の保障内容およびその対象について考える。</p> <p>教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定</p>
第14回 (高橋)	<p>テーマ(何を学ぶか):人権の享有主体に関する法制度②(特別権力関係論・権利性質説)</p> <p>内 容:日本国憲法上、特別な人権制限がなされる法理論について把握し、その妥当性について検討する。</p> <p>教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定</p>
第15回 (高橋)	<p>テーマ(何を学ぶか):人権の享有主体に関する法制度③(公務員の自由と人権保障の在り方)</p> <p>内 容:日本における「公務員」という存在に対する一般的な制約論理の意義について考え、「公務員」という存在に対する人権保障のあり方について考える。</p> <p>教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布予定</p>
第16回 (富澤)	<p>テーマ(何を学ぶか):身近な行政法と行政法の概念</p> <p>内 容:法律による行政の原理、行政行為・行政活動、公法と私法</p> <p>教科書・指定図書 授業内でレジュメを配布</p>
第17回 (富澤)	<p>テーマ(何を学ぶか):権力関係と非権力関係</p> <p>内 容:「行政上の強制執行、行政代執行、即時強制、行政指導</p> <p>教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布</p>
第18回 (富澤)	<p>テーマ(何を学ぶか):行政手続法</p> <p>内 容:行政手続法の意義と内容</p> <p>教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布</p>
第19回 (富澤)	<p>テーマ(何を学ぶか):行政上の不服申立</p> <p>内 容:行政不服審査法の意義と存在理由、種類と要件、不服審査手続</p> <p>教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布</p>
第20回 (富澤)	<p>テーマ(何を学ぶか):行政事件訴訟法</p> <p>内 容:行政事件訴訟法、概要と種類、要件、取消訴訟</p> <p>教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布</p>

第21回 (富澤)	テーマ(何を学ぶか): 行政救済・損失補償 内 容: 行政救済制度・国家賠償法の仕組み、補償訴訟 教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布
第22回 (富澤)	テーマ(何を学ぶか): 地方自治法 内 容: 地方公共団体の執行機関、地方議会の関係、議会の運営 教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布
第23回 (富澤)	テーマ(何を学ぶか): 地方財政・歳入と歳出予算 内 容: 収入・租税の役割、単年度予算と債務負担 教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布
第24回 (富澤)	テーマ(何を学ぶか): 少子高齢化・行政の課題 内 容: 人口減少・消滅する自治体、保育園入所問題、高齢化社会到来 教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布
第25回 (富澤)	テーマ(何を学ぶか): 行政立法 内 容: 意義と種類、法律と条例、政策法務論 教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布
第26回 (富澤)	テーマ(何を学ぶか): 情報公開条例と情報公開法 内 容: 情報公開の意義、成立過程 教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布
第27回 (富澤)	テーマ(何を学ぶか): 個人情報保護条例と個人情報保護法 内 容: 個人情報保護の意義、課題 教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布
第28回 (富澤)	テーマ(何を学ぶか): 公の施設と施設管理 内 容: 公の施設の種類、管理責任 教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布
第29回 (富澤)	テーマ(何を学ぶか): 行政計画と行政契約 内 容: 意義・機能、公契約、私契約、民法と地方自治法 教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布
第30回 (富澤)	テーマ(何を学ぶか): 国際社会での法律と先進的な自治体条例 内 容: 新たな法律の動き、条例の制定と判例、国法を動かした事件 教科書・指定図書: 授業内でレジュメを配布
試験	(高橋) 定期試験またはレポートの提出(受講者数等との関係から、開講時に定期試験またはレポートどちらに基づいて本授業の主な成績評価を行うかを決定する。この詳細については、開講時に説明する。) (富澤) 授業中に小テストを行いません